



発行 新潟県  
**第 72 号**  
 平成28年9月16日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 994 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 995 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の変更届（福祉保健課）
- 996 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 997 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 998 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 999 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1000 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1001 公共測量の実施通知（監理課）
- 1002 道路の区域変更（道路管理課）
- 1003 道路の供用開始（道路管理課）
- 1004 道路の区域変更（道路管理課）
- 1005 道路の供用開始（道路管理課）
- 1006 道路の区域変更（道路管理課）
- 1007 道路の供用開始（道路管理課）
- 1008 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会告示

- 104 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第994号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
小田切 久一（はり・きゅう・あん摩・マッサージ）	(株) エニーケア	新発田市舟入町1-14-5 さくら館1-103号	平成28年4月21日
大竹 三栄子（柔道整復）	大竹接骨院 やすえ	上越市安江1丁目3-4	平成27年6月5日

佐藤 大輔 (柔道整復)	佐藤接骨院	南魚沼市浦佐5402-4	平成27年12月17日
--------------	-------	--------------	-------------

## ◎新潟県告示第995号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
株式会社 フレアス	上越市土橋1036-1 グランフィール201号室	住所	上越市土橋1021-4 日新城北ビル1階	上越市土橋1036-1 グランフィール201号室	平成28年4月1日

## ◎新潟県告示第996号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	名称	所在地	指定年月日
小山 洋 (あん摩・マッサージ)	株式会社フレアス	上越市土橋1021-4	平成28年2月15日
久保田 猛彦 (あん摩・マッサージ)	株式会社フレアス	上越市土橋1021-4	平成28年2月15日
齋須 麻耶 (あん摩・マッサージ)	株式会社フレアス	上越市土橋1021-4	平成28年2月15日
和田 千恵子 (あん摩・マッサージ)	株式会社フレアス	上越市土橋1021-4	平成28年2月15日
内田 ちひろ (あん摩・マッサージ)	はり灸マッサージ ひだまり	三条市長嶺1440	平成28年6月2日
樽井 俊郎 (はり・きゅう)	さちのさと鍼灸治療院	小千谷市旭町10-36	平成28年2月15日
内田 ちひろ (はり・きゅう)	はり灸マッサージ ひだまり	三条市長嶺1440	平成28年6月2日
相崎 将人 (柔道整復)	エスポワール接骨院	小千谷市城内4-11-22	平成28年6月7日
小川 励 (柔道整復)	エスポワール接骨院	小千谷市城内4-11-22	平成28年6月7日

穴澤 祐樹 (柔道整復)	あなざわ整骨院	見附市新町3-4-48	平成28年4月28日
--------------	---------	-------------	------------

## ◎新潟県告示第997号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成28年9月16日から平成28年9月30日まで縦覧に供する。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
水津	佐藤 愿	新潟県佐渡市岩首606番地の2	水津漁業協同組合	水津漁業協同組合
	山中 恪一	新潟県佐渡市水津136番地の1		
	宇治 正彦	新潟県佐渡市片野尾4番地		
内浦	後藤 繁紀	新潟県佐渡市玉崎8番地1	内浦漁業協同組合	内浦漁業協同組合
	稲村 浩	新潟県佐渡市白瀬495番地		
	臼杵 弘	新潟県佐渡市70番地甲		
内海府	森川 敏幸	新潟県佐渡市鷺崎809番地	内海府漁業協同組合	内海府漁業協同組合
	本田 裕敏	新潟県佐渡市鷺崎703番地1		
	本間 信俊	新潟県佐渡市鷺崎1087番地12		
姫津	森川 森一	新潟県佐渡市姫津339番地	姫津漁業協同組合	姫津漁業協同組合
	水野 信明	新潟県佐渡市姫津305番地		
	白瀬 忠	新潟県佐渡市姫津1346番地1		
高千	斉藤 善晴	新潟県佐渡市小野見81番地	佐渡漁業協同組合	佐渡漁業協同組合高千支所
	相馬 正明	新潟県佐渡市関566番地		
上越	中村 将人	新潟県糸魚川市能生小泊537番地	上越漁業協同組合	上越漁業協同組合能生支所
	木村 忠夫	新潟県糸魚川市能生小泊2599番地		
	猪又 則康	新潟県糸魚川市大町2丁目6番16号		
	福嶋 伸弘	新潟県糸魚川市大字中浜82番地1		
筒石	三浦 信一	新潟県糸魚川市大字筒石5番地4		上越漁業協同組合筒石支所
	長崎 一清	新潟県糸魚川市大字筒石403番地		
	塚田 政直	新潟県糸魚川市大字筒1397番地		
上越市	仲田 紀夫	新潟県上越市大沢黒井1982番地	上越市漁業協同組合	上越市漁業協同組合直江津支所
	小山 榮治	新潟県上越市柿崎区直海浜1785番地		
柏崎	津畑 和義	新潟県柏崎市番神1丁目1番31号	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合柏崎支所
	柴野 一志	新潟県柏崎市荒浜3丁目4番28号		
	茂田井 敏郎	新潟県柏崎市米山町2399番地		
出雲崎	秋山 俊男	新潟県三島郡出雲崎町大字尼瀬町107番地		新潟漁業協同組合出雲崎支所
	坂下 博孝	新潟県三島郡出雲崎町大字羽黒町193番地		
	山本 英昭	新潟県三島郡出雲崎町大字住吉町43番地		
新潟	美濃 幸雄	新潟県新潟市中央区烏帽子町3117番地		新潟漁業協同組合新潟支所
	山田 俊郎	新潟県新潟市中央区稲荷町3460番地20		

	本間 浩	新潟県新潟市中央区東入船町3709番地14		
松浜	羽田 安博	新潟県新潟市北区松浜7丁目24番地6		新潟漁業協同組合松浜支所
	斉藤 守	新潟県新潟市北区松浜3丁目2番地7		
	田辺 虎治	新潟県新潟市北区三軒屋町4番8号		
山北町	富樫 榮晴	新潟県村上市寝屋80番地		新潟漁業協同組合山北支所
	富樫 聰	新潟県村上市寝屋98番地		
粟島浦村	脇川 登	新潟県岩船郡粟島浦村9番地	粟島浦漁業協同組合	粟島浦漁業協同組合
	本保 幹雄	新潟県岩船郡粟島浦村14番地		
	坂下 光正	新潟県岩船郡粟島浦村154番地1		

◎新潟県告示第998号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上越市の坊ヶ池土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年9月16日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事	上越市清里区岡野町862番地	丸山 宗雄 (理事長)
〃	〃 〃 荒牧890番地	古澤 登
〃	〃 〃 上深澤707番地	笠尾 勝徳
〃	〃 大字南方1209番地1	上野 信市
〃	〃 大字下稲塚129番地	宮澤 力男
〃	〃 清里区青柳446番地	上原 清則
〃	〃 大字大口619番地	宮澤 俊夫
監事	〃 清里区荒牧1163番地1	梨本 達也
〃	〃 大字東京田222番地1	南雲 由雄

就任年月日 平成28年9月3日

2 退任

理事	上越市清里区岡野町862番地	丸山 宗雄 (理事長)
〃	〃 〃 荒牧890番地	古澤 登
〃	〃 〃 菅原105番地4	清水 隆富
〃	〃 大字東京田222番地1	南雲 由雄
〃	〃 大字下四ツ屋143番地1	荒木 秀之
〃	〃 清里区青柳446番地	上原 清則
〃	〃 〃 東戸野568番地子	涌井 博道
監事	〃 〃 岡野町491番地	中村 俊治
〃	〃 大字南方1209番地1	上野 信市

退任年月日 平成28年9月2日

◎新潟県告示第999号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を平成28年9月5日認可した。

平成28年9月16日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第1000号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営善根尻地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に

供する。

平成28年9月16日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成28年9月20日から平成28年10月19日まで
- 3 縦覧に供する場所  
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1001号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(新潟地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 小中川地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成28年9月12日から平成28年12月7日まで
- 3 作業地域 燕市小中川ほか地内

◎新潟県告示第1002号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮寄上加茂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
加茂市大字宮寄上字三場 115 番 1 から	新	7.8~14.6メートル	494.7メートル

同市大字宮寄上字三場62番1まで	旧	4.7～14.6メートル	494.4メートル
------------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 宮寄上加茂線
- 2 供用開始の区間  
加茂市大字宮寄上字三場115番1から同市大字宮寄上字三場62番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年9月16日

◎新潟県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町当間塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市伊達字すげ田辛203番1から 同市伊達字川原田辛89番1まで	新	(A) 13.0～29.8メートル	190.7メートル
		(B) 19.5～34.6メートル	185.8メートル
	旧	13.0～29.8メートル	190.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町当間塩沢線
- 2 供用開始の区間  
十日町市伊達字すげ田辛203番1から同市伊達字川原田辛89番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年9月16日

◎新潟県告示第1006号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 妙高高原公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字杉野沢字西野 3178 番 151 から	新	5.3～26.0メートル	128.2メートル
同市大字杉野沢字西野3178番151まで	旧	5.3～10.0メートル	148.8メートル

### ◎新潟県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 妙高高原公園線
- 2 供用開始の区間  
妙高市大字杉野沢字西野 3178 番 151 から同市大字杉野沢字西野 3178 番 151 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年9月16日

### ◎新潟県告示第1008号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年9月16日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成28年9月5日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
燕市新町4737番2の内	6.00	82.28
4737番2の内	6.00	6.67

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年9月16日

新潟県立津川病院長 原 勝人

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
超音波診断装置 一式

- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成28年10月31日(月)
- (4) 納入場所  
新潟県立津川病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 959-4497  
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地  
新潟県立津川病院  
電話番号 0254-92-3311

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成28年9月23日(金)午後3時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成28年9月29日(木)午前11時00分  
新潟県立津川病院 機能訓練室

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。



## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、デジタル乳房用X線撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年9月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

デジタル乳房用X線撮影装置 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成29年3月31日(金)

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成28年9月27日(火)午後3時

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成28年9月30日(金)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

## 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第104号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

平成28年9月16日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「2号警備業務」という。）

## 2 実施期間及び場所

## (1) 実施期間

平成28年10月17日（月）から平成28年10月19日（水）までの3日間の午前9時から午後5時まで

## (2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

## 3 受講定員

30人

## 4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項

の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

## 5 受講申込手続

### (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

#### ア 受付期間

平成28年9月27日（火）から平成28年9月28日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

#### ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

### (2) 受講申込書の提出等

#### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

#### イ 提出期間

平成28年10月6日（木）から平成28年10月7日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

#### エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

### (3) 受講手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)